

【会議事項】

（1） 佐久の先人モデル原稿について（省略）

（2） 原稿執筆スケジュール等の確認について

【事務局説明】

【質疑、意見】

委員長：最初に原稿スケジュールの後半のスケジュールについて確認させてください。次回が10月28日、副委員長からモデル原稿を出して頂く、11月以降は委員の方から、原稿を出していただいて審議するという形です。そして2月、結局式典の映像は結局出すことになったんですか。

事務局：そうですね。

委員長：その映像を委員会の方で目を通して確認すると。3月はもう委員会兼式典で。皆さんに参加していただいそうですね。早い人が11月から審議する人、新年度も委員の方で、最後が4月ということです。

事務局：資料2の外部の方の執筆宛の通知ですが、締め切りが6月30日になってございます。基本的にはこの日までに全て原稿の方を提出していただきたいので、委員の方は、提出日については相談させていただければと考えております。

（意義なし）

委員：細かいことですが。参考文献の出典の表記の仕方、書籍に関して、著者名書名と出版発行者って、両方あるんですけど、下の論文の方は雑誌名と出版社だけなんです。発行者は入っていない。これは両方あった方が良いでしょうか。

委員長：出版社と発行者が違うということはあるんですけど、本の場合。販売店が違うとか。論文の場合は、論文名、その論文が掲載してある雑誌、または書籍、書籍の中の論文。論文の中で雑誌名って書いてあるのは、割とここは書籍名になるかもしれませんね。

委員：出版社だけでも良いような気がします。

委員長：では、出版社で。続きまして別紙3です。著作権譲渡等の合意書ということで、私も専門外なので皆様のご意見をいただきたいと思います。まず1は、もう著作権自体は全部佐久市が持つということでいいんですよね？

事務局：ということで考えたいと思います。

伊藤委員長：そうした以上は、もうどういう形で発表するかとか、要は実はもう佐久市が責任を持って、全部やるということですね？執筆者は佐久市に相談せずに、例えば出版とかなんかで勝手に第三者と契約しちゃいけないということですね。

事務局：はい。

委員長：4番は佐久市が優先的にこういったことができるんですね。さっきちょっと聞きました写真の再利用はどこにありますか。提供って書いてある以上は、その写真を使えませんか。渡辺静の文章自体は佐久市の著作権を持って、写真はあくまでも再度承諾を得なきゃいけない。もし、これが所蔵となると？

委員：厳密にいうと、文章の著作権と写真って別ですね。

委員：それなら原稿を執筆して、その写真の元々の所蔵者や出版社から許諾は取るわけですよね。市の方で。

事務局：そうですね。

委員：その段階で、それ以外の所でも使わせていただきますという包括的な許諾をその場で取るのが、一番早いと思います。

事務局：今回に関しては出版物、あとインターネット、何らかその公衆送信をするというようなところも含めた許諾をいただくということになるかと思います。

委員長：そうすると、今回は写真については市の方から佐久の先人にこれを掲載します。また、佐久の先人以外の公益的なメディア等にも使わせてもらいます、という手続きをやってくれるということですね？

事務局：そうですね。はい。今回映像にするにあたって、担当の方で改めて確認をとっておりますので。

委員：これと同じものを写真の使用に関しても、同意書で取っておいた方がいいと思います。

委員長：これは執筆者用なので、資料所蔵者用のものを新たに作って、それでサインしてもらおうということですね。

事務局：そうですね。画像については使用許諾ということですよ。

委員長：場合によってはその使用許諾書をいただくにあたって、執筆者が中に入っているケースもあると。今日審議しているのは、原稿執筆者に対する依頼の内容ですから、このままでいいですよ。別途、写真の利用については、委員以外の方に一緒に紙資料として送る必要はないですよ？

事務局：使用許諾に関しては多分、一般的な記載の仕方になるかと思いますので。

委員長：著作権は全部教育委員会になりますか？

事務局：文章についてはそうですね。画像については、使用させていただくと。

伊藤委員長：例えば私が先人で書いたものを、また私の別の論文集に再掲載することは可能？よく、論文で学会の論文に載ったものが1年以内は駄目だけでも、1年以上経つと、学会から許諾を得れば、論文集に載せて良いとかね。

事務局：二次使用ってということですよ？

委員長：二次使用。

事務局：佐久の先人に関わることであればよい、という意味があるということですよ？

委員：先生の著作集の中にそれが収録されるときにはどうなるのかっていう。

伊藤委員長：そうそう。私にとっては二次使用。

委員：何となく、どこまで画像の使用許可の方に含めるかを、包括的にしていただいた方が。この先生の原稿と写真がセットで使われる分には問題ないですか。

事務局：そうですね。考える必要があるかと。

委員長：では、よろしく申し上げます。3次選定までは、そのあたりの整理ができていませんでしたから。そうすると、著作権自体はもう執筆者にはまるっきりないということですか。

委員：著作権を大きく分けると財産権のものと、著作者人格権というのがあって、財産権というのが、いわゆるお金のやり取りになるもの、著作者人格権というのは、い

つまでたっても変わらないもので、いつ、自分の名前をどういふ名前で公表するかとか、あるいは原稿そのものは直さないっていうのが、著作者人格権というもので、それをこういう形で書くとちょっと問題があるかなというふうに思います。原稿の修正については、必ず、実際には一部分使うということになると思いますので、原稿については自分も修正して使うことがありますと別の項目にして、一文入れた方が良いでしょうのではないかと思います。